

弘前市令和4年大雨災害資金利子助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、令和4年の大雨被害を受けた農業者（以下「被害農業者」という。）の農業経営の維持・安定を図り、もって市の基幹産業である農業の振興に資するため、融資機関から資金を借り受けた被害農業者に対し、予算の範囲内において、令和4年大雨災害資金利子助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 助成対象者 被害農業者であって融資機関から助成金交付対象資金の融資を受けた者のうち、下記の要件をすべて満たす者をいう。

ア 市内に住所を有する農業者又は市内に本店を有する農業経営を営む法人であること。

イ 市が発行する農産物等被害証明書の交付を受けていること。

ウ 青森県農業共済組合若しくは国が実施する令和4年産農作物に係る次に掲げるもののいずれか（以下「令和4年産収入保険」という。）に加入し、又は同組合若しくは国が実施する令和5年産農産物に係る次に掲げるもののいずれか（以下「令和5年産収入保険」という。）への加入が確実と見込まれること。

(ア) 農業経営収入保険

(イ) 収入減少影響緩和交付金

(ウ) 果樹共済

(エ) 農作物共済

(オ) 畑作物共済

(カ) 園芸施設共済

(2) 融資機関 次に掲げる者をいう。

ア つがる弘前農業協同組合

イ 相馬村農業協同組合

ウ 津軽みらい農業協同組合

エ 株式会社青森銀行

オ 株式会社みちのく銀行

カ 東奥信用金庫

キ 青い森信用金庫

(3) 助成金交付対象資金 令和4年の大雨被害により悪化した農業経営の維持及び安定に必要な再生産資金（経営規模の拡大等投資目的、負債整理資金及び既往借入の借換に係るものを除く。）であって、次の要件をすべて満たすものをいう。

ア 1助成対象者当たりの融資限度額が、20,000,000円以内であること。

イ 貸付実行日は、令和4年8月3日から令和5年3月31日までのものであること。

ウ 融資機関が定める償還方法や担保その他条件を満たしているものであること。

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成金交付対象資金の借入残高に係る利子であって、貸付けが実施された日から令和9年12月31日まで、貸付けが実施された日から償還が完了した日まで又は貸付けが実施された日から起算して5年間のいずれか短い期間（以下「交付対象期間」という。）において発生したものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象経費の実支出額の合計額から市以外から助成金交付対象資金について受ける利子助成等の額を除いた額又は交付対象期間における助成金交付対象資金の借入平均残高（交付対象期間中の各日の借入残高の合計額を交付対象期間中の日数で除して得た額をいう。以下同じ。）に1年あたり0.5パーセントを乗じて得た額（当該乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）のいずれか少ない額以内の額とする。

(融資機関の事務処理等)

第5条 助成対象者が第2条第2号ア、イ又はウの融資機関から助成金交付対象資金を借り受けた場合は、助成対象者は、この要綱に定める助成金の交付申請、令和5年産収入保険等加入報告、請求、受領及び実績報告並びに助成金交付決定通知書及び助成金交付額確定通知書の受理に係る事務（以下「申請手続等」という。）を、当該融資機関に委任するものとする。

(交付申請)

第6条 規則第3条の補助金等交付申請書は、弘前市令和4年大雨災害資金利子助成金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、以下のとおりとする。

(1) 農業経営収入保険等への加入を証する書類（令和4年産収入保険へ加入している場合にあつては当該加入を証する書類の写し、令和4年産収入保険へ加入せず、令和5年産収入保険へ加入する場合にあつては令和5年産収入保険の加入に係る確約書（様式第2号）をいう。）（前条の規定により申請手続等を委任された融資機関（以下「委任融資機関」という。）が申請する場合は、申請に係る助成対象者全員分）

(2) 融資機関が作成する、弘前市令和4年大雨災害資金貸付実行報告書（様式第3号）その他の貸付実行の事実を証する書類（委任融資機関が申請する場合は、申請に係る助成対象者全員分）

(3) 定款及び名簿等の写し（助成対象者が法人の場合に限る。）

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の申請書の提出期限は、令和4年12月31日までに貸付実行されたものにあつては令和5年1月31日、同年1月1日から3月31日までに貸付実行されたものにあつては同年3月31日とする。

(交付の条件)

第7条 助成金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付される条件は、令和4年産収入保険に加入せず、令和5年産収入保険に加入する助成対象者は、令和5年8月31日までに、令和5年産収入保険加入報告書（様式第4号）に当該加入を証する書類の写しを添えて市長に提出すること（委任融資機関が申請手続等を行う場合は、申請に係る該当者全員分）とする。

(交付決定)

第8条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、弘前市令和4年大雨災害資金利子助成金交付決定通知書（様式第5号）とする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、助成金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して7日を経過した日とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、弘前市令和4年大雨災害資金利子助成金事業完了実績報告書（様式第6号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、融資機関が作成する、弘前市令和4年大雨災害資

金利子助成金算出基礎明細書(様式第7号)その他の報告する期間における償還が実行された事実を証する書類(委任融資機関が実績報告を行う場合は、実績報告に係る助成対象者全員分)とする。

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、助成金の交付の対象となる各年の翌年の1月31日(当該提出期限が日曜日又は土曜日であるときは、その直前の平日。以下提出期限について同じ。)とし、各年において報告する期間は、直近の1月1日から12月31日までの1年間分(当該期間内において助成金交付対象資金の借入残高が無い期間がある場合は、当該借入残高が無い期間を除いた期間)とする。ただし、令和4年分の実績報告にあつては、提出期限は令和5年2月28日とする。

(助成金の額の確定通知)

第11条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、弘前市令和4年大雨災害資金金利子助成金交付額確定通知書(様式第8号)とする。

(助成金の請求等)

第12条 助成金の請求は、弘前市令和4年大雨災害資金金利子助成金請求書(様式第9号)を市長に提出して行うものとする。

2 助成金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振替により交付する。

3 第1項の請求書の提出期限は、助成金の対象となる年の翌年2月末日(令和4年分の助成金の請求にあつては、令和5年3月31日)とする。

(決定の取消)

第13条 市長は、助成対象者が各年の12月31日現在で助成金交付対象資金の元金又は利息の償還を延滞しているときは、延滞している期間の属する年に係る助成金の交付の決定を取り消すものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、助成金交付対象資金について適用する。

令和 年 月 日

弘前市長 様

住 所
申請者
氏 名

弘前市令和4年大雨災害資金利子助成金交付申請書

弘前市令和4年大雨災害資金利子助成金の交付を受けたいので、弘前市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする助成金の額

助成対象経費の実支出額の合計額から市以外から助成金交付対象資金について受ける利子助成等の額を除いた額又は借入融資に対する借入平均残高に1年あたり0.5パーセントを乗じて得た額のいずれか少ない額

2 助成対象期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3 添付書類

- (1) 農業経営収入保険等への加入を証する書類（令和4年産収入保険へ加入している場合にあつては当該加入を証する書類の写し、令和4年産収入保険へ加入せず、令和5年産収入保険へ加入する場合にあつては令和5年産収入保険の加入に係る確約書（様式第2号））（委任融資機関が申請する場合は、申請に係る助成対象者全員分）
- (2) 融資機関が作成する、弘前市令和4年大雨災害資金貸付実行報告書（様式第3号）その他の貸付実行の事実を証する書類（委任融資機関が申請する場合は、申請に係る助成対象者全員分）
- (3) 定款及び名簿等の写し（助成対象者が法人の場合に限る。）

備考

- 1 申請者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、申請者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 3 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

担当及び提出先：農林部農政課
電話：40-0767（直通）

様式第2号（第6条第2項関係）

令和5年産収入保険の加入に係る確約書

私は、下記のいずれかの令和5年産収入保険に加入いたします。（加入するものに○）

1. 農業経営収入保険
2. 収入減少影響緩和交付金
3. 果樹共済
4. 農作物共済
5. 畑作物共済
6. 園芸施設共済

氏 名

住 所 弘前市大字

電話番号

備考

- 1 申請者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、申請者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

弘前市令和4年大雨災害資金貸付実行報告書

令和 年 月 日

所在地
融資機関名
代表者名

印

番号	住所	氏名	貸付条件						約定元金償還額		基金協会保証料額 (無の場合は「-」)	摘要
			貸付金額 (千円)	貸付実行 年月日	貸付利率 (%)	最終償還 期限 (年月日)	据置期間 (年)	約定償還 月日	第1回目 (円)	第2回目 以降 (円)		

備考

貸付条件に変更がある場合は、変更後の数値等を記入し、変更前の数値等を同じ欄の上段に括弧書きで記入してください。

様式第4号（第7条関係）

令和 年 月 日

弘前市長 様

住 所 弘前市大字
助成対象者
氏 名

令和5年産収入保険加入報告書

令和4年産収入保険に加入せず、令和5年産収入保険に加入することとしていた件について、弘前市令和4年大雨災害資金利子助成金交付要綱第7条の規定により、別紙のとおり当該加入を証する書類の写しを添えて報告します。

備考

- 1 助成対象者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、助成対象者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

担当及び提出先：農林部農政課
電話：40-0767

弘農政収第 号
令和 年 月 日

様

弘前市長

印

弘前市令和4年大雨災害資金利子助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記助成金については、弘前市補助金等交付規則第4条第1項の規定に基づき交付することに決定したので、同規則第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 助成金の額

助成対象経費の実支出額の合計額から市以外から助成金交付対象資金について受ける利子助成等の額を除いた額又は借入融資に対する借入平均残高に1年あたり0.5パーセントを乗じて得た額のいずれか少ない額以内の額

2 助成対象期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

3 その他

- (1) 令和4年産収入保険に加入せず、令和5年産収入保険に加入する場合は、令和5年8月31日までに、令和5年産収入保険加入報告書（様式第4号）に当該加入を証する書類の写しを添えて市長に提出してください。
- (2) 弘前市令和4年大雨災害資金利子助成金事業完了実績報告書（様式第6号）を助成金の交付の対象となる年の翌年の1月31日（令和4年分にあつては、令和5年2月28日）までに市長に提出してください。
- (3) 弘前市令和4年大雨災害資金利子助成金請求書（様式第9号）を助成金の交付の対象となる年の翌年の2月末日（令和4年分の助成金の請求にあつては、令和5年3月31日）までに市長に提出してください。
- (4) 助成対象者及び融資機関は、事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに事業の実績を証する書類を整備し、助成金の交付に係る年度の翌年度の4月1日から5年間保管してください。

担当：農林部農政課
電話：40-0767（直通）

令和 年 月 日

弘前市長 様

住 所
報告者
氏 名

弘前市令和4年大雨災害資金利子助成金事業完了実績報告書

令和 年 月 日付け弘農政収第 号をもって助成金の交付決定の通知を受けた下記事業が完了したので、弘前市補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 助成金の交付決定額

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの対象期間に係る、助成対象経費の実支出額の合計額から市以外から助成金交付対象資金について受ける利子助成等の額を除いた額又は借入融資に対する借入平均残高に1年あたり0.5パーセントを乗じて得た額のいずれか少ない額以内の額

2 添付書類

融資機関が作成する、弘前市令和4年大雨災害資金利子助成金算出基礎明細書（様式第7号）その他の報告する期間における償還が実行された事実を証する書類（委任融資機関が実績報告を行う場合は、実績報告に係る助成対象者全員分）

備考

- 1 報告者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、申請者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 3 この報告書に添付する書類として必要な書類の提出を求めることがあります。

担当及び提出先：農林部農政課
電話：40-0767（直通）

弘農政収第 号
令和 年 月 日

様

弘前市長 印

弘前市令和4年大雨災害資金利子助成金交付額確定通知書

標記助成金については、令和 年 月 日付け実績報告等に基づき下記のとおり額を確定したので、弘前市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

記

確定額 (a)	交付済額 (b)	差額 (a)-(b)
円	円	円

備考

- 1 年 月 日までに弘前市令和4年大雨災害資金利子助成金請求書（様式第9号）を市長へ提出してください。
- 2 助成対象者及び融資機関は、事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに事業の実績を証する書類を整備し、助成金の交付に係る年度の翌年度の4月1日から5年間保管してください。
- 3 後日、市長は上記2に記載する書類等の提出を求め、又は検査をすることがあります。この提出若しくは検査を拒んだり、又は書類等を提出できないなどにより、事業の実施状況を確認できない場合は、助成金の全部又は一部を返還していただきます。

担当：農林部農政課
電話：40-0767（直通）

様式第9号（第12条第1項関係）

令和 年 月 日

弘前市長 様

住所
請求者
氏名 印

弘前市令和4年大雨災害資金利子助成金請求書

令和 年 月 日付け弘農政収第 号をもって助成金交付決定の通知を受けた下記助成金について、弘前市会計規則第54条第1項及び弘前市令和4年大雨災害資金利子助成金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 _____ 円
- 2 対象期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 3 振込口座
 - (1) 金融機関及び支店名
 - (2) 口座番号
 - (3) 口座名義人

備考

- 1 請求者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載してください。
- 2 振込口座を会計管理者へ届けていない場合は、口座振替依頼書（債権者用）を併せて提出してください。

担当及び提出先：農林部農政課
電話：40-0767（直通）